

令和3年度 第1回京田辺市生涯学習推進協議会

日時 令和3年6月4日（金）午後3時から
場所 京田辺市役所3階 305会議室

次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 委員紹介

5 会長・副会長の選出

6 会長あいさつ

7 質問

8 議事

- (1) 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の策定について
- (2) 生涯学習に関するアンケート調査（個人用）について
- (3) 生涯学習に関するアンケート調査（団体用）について

9 その他

10 閉会

資料

資料1

京田辺市附属機関設置条例

資料2

京田辺市生涯学習推進協議会規則

資料3

質問書

資料4

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の策定について

資料5

京田辺市生涯学習推進本部設置要綱

資料6

京田辺市生涯学習推進基本計画（第2次）

資料7

生涯学習に関するアンケート調査（個人用）

資料8

生涯学習に関するアンケート調査（団体用）

資料9

アンケート調査変更及び追加事項について

(抜粋)

京田辺市附属機関設置条例

平成26年3月28日

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののはか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 附属機関は、担任事務に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(経過措置)

1 1 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に存する合議体で別表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関に相当するもの（以下「旧審議会等」という。）が現に行っている調査、審査その他の手続は、それ同表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関（以下「新附属機関」という。）が行う調査、審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

1 2 この条例の施行の際現に従前の旧審議会等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる任期又は附則第2項から第10項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する任期にかかわらず、施行日における従前の旧審議会等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）

執行機関	名称	担任事務	人数	任期
市長	京田辺市健康づくり推進協議会	<p>次に掲げる事項を協議し、市長に意見を述べること。</p> <p>(1) 総合的な健康づくり等の計画の策定及び進行管理等に関すること。</p> <p>(2) 食育に関すること。</p> <p>(3) その他市民の健康づくりに関するこ</p>	15人以内	2年
	京田辺市行政改革推進委員会	京田辺市の行政改革について必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べること。	8人以内	2年
	京田辺市予防接種健康被害調査委員会	<p>次に掲げる事項</p> <p>(1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施した予防接種による健康被害発生に際し、医学的な見地から行う調査に関するこ</p> <p>(2) 疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集に関するこ</p> <p>(3) その他予防接種健康被害発生に伴う必要な事項に関するこ</p>	5人以内	3年

教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	<p>次に掲げる事項を協議すること。</p> <p>(1) 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関するこ</p> <p>(2) 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関するこ</p> <p>(3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関するこ</p>	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員会	<p>次に掲げる事項</p> <p>(1) 就学相談に必要な検査及び調査に関するこ</p> <p>(2) 教育相談に関するこ</p> <p>(3) 障害児の教育保障に係る啓発に関するこ</p> <p>(4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関するこ</p> <p>(5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関するこ</p>	50人以内	2年

○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成26年4月1日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 3

写

京教社第44号
令和3年(2021年)6月4日

京田辺市生涯学習推進協議会長様

京田辺市教育委員会

教育長 山岡 弘



諮詢書

京田辺市生涯学習推進本部設置要綱第2条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進本部長より、別紙のとおり意見を求められましたので、次のことについてご審議いただきたく諮詢いたします。

1. 訒問事項

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の策定について

与

令和3年(2021年)5月25日

京田辺市教育委員会
教育長 山岡弘高様

京田辺市生涯学習推進本部
本部長 上村



第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の策定について

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画を策定したいので、京田辺市生涯学習推進本部設置要綱第2条第2項の規定に基づき、貴教育委員会の附属機関である、京田辺市生涯学習推進協議会に意見を求める。

(理由)

京田辺市では、平成8年に「田辺町生涯学習推進基本計画(第1次)」を策定、生涯学習の基盤づくりを推進し、平成18年に「京田辺市生涯学習推進基本計画(第2次)」を策定し、生涯学習についての市民意識が醸成されるよう様々な取組を進めてきました。

しかし、生涯学習をめぐる現状は計画期間終了以降、令和2年3月に第4次京田辺市総合計画が策定され、市民の参画とつながりによるまちづくりという基本姿勢を基に、学習機会の充実や市民・団体による活動支援、その担い手となる人材育成など生涯学習の充実を図ることが示されました。

一方、平成30年12月中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」では、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの重要性や、新たな社会教育の方向性が示され、さらに、令和2年9月「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、人生100年時代、Society5.0など、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の新しい学びの在り方が示されました。

こうした状況を踏まえ、新たな生涯学習社会の将来像とそれを実現するため、生涯学習推進基本計画を策定するものです。

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の策定について

1 計画策定の背景と目的

京田辺市では、平成2年に「田辺町における生涯学習を推進するための基本の方策」について田辺町社会教育委員等に諮詢、答申が行われ生涯学習推進のための様々な取組を検討し、平成8年3月に「田辺町生涯学習推進基本計画（第1次）」を策定、生涯学習の基盤づくりを推進し、平成18年3月には「京田辺市生涯学習推進基本計画（第2次）」を策定し、市民が「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、楽しく」行える自主的な学習活動を推進してきました。

第1次計画が策定されてから約25年が経過し、この間、生涯学習についての市民意識が醸成されるよう様々な取組を進めてきました。

新計画では、京田辺市の生涯学習社会の将来像とそれを実現するための基本の方針を示します。

2 計画の期間

計画期間は、令和4年（2022年）をスタート年とする10年とします。

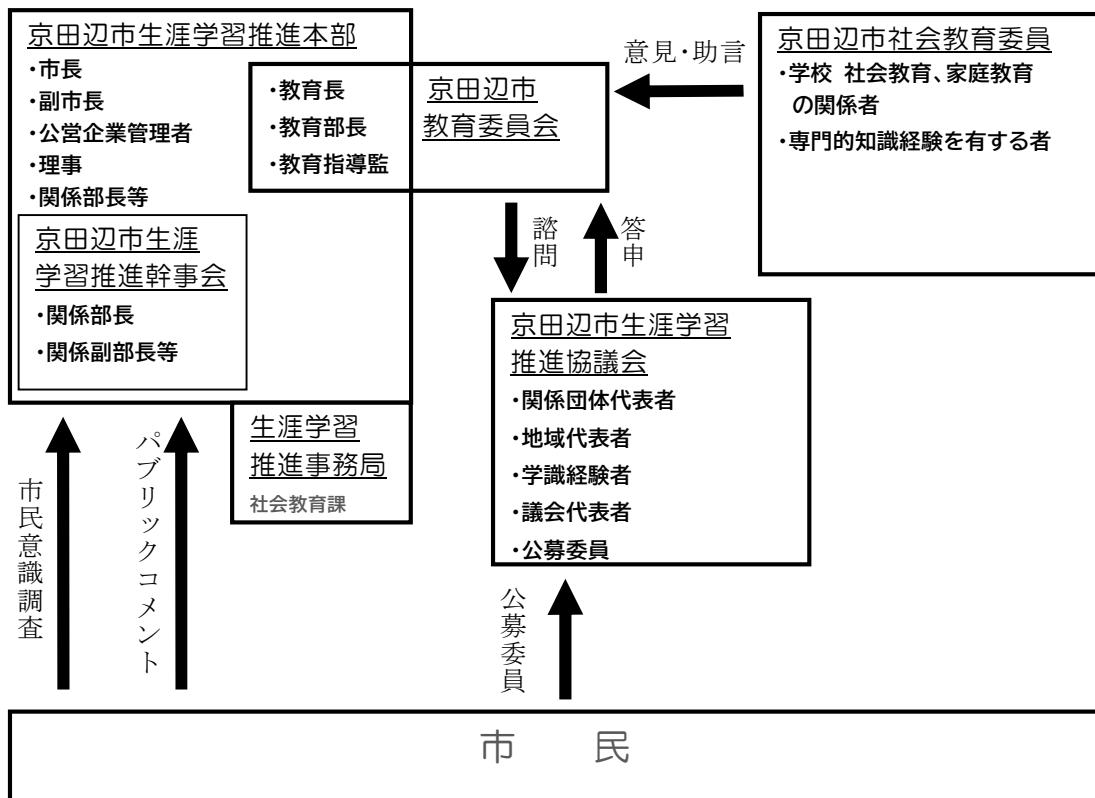
3 計画の策定方法

- ① 生涯学習の取組状況を把握し、取りまとめます。
- ② 市民等へ意識調査を行い、現状と課題の分析を行います。
 - ・市民意識調査
18歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施。
 - ・関係団体調査
中央公民館等の登録団体や文化協会、社会体育協会の加盟団体等を対象にアンケートを実施。
- ③ より広範な市民の意見を反映させるため、計画の素案に対するパブリックコメントを実施します。
- ④ 計画策定について、広報紙やホームページを活用して市民に周知します。

4 計画の策定体制

- ① 生涯学習推進本部（本部長 市長/府内組織）
 - └ 生涯学習推進幹事会（幹事長 教育部長）
- ② 教育委員会
 - ・本部長の求めに応じ協議会に諮問する。
- ③ 生涯学習推進協議会（団体代表、学識経験者等）
 - ・教育委員会からの諮問に応じ、計画策定にあたって具体的な内容を協議。
- ④ 社会教育委員会議（社会教育関係者、学識経験者等）
 - ・計画の全体的な事項について意見を伺う。

京田辺市生涯学習推進基本計画策定体制



第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の策定スケジュール

	令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
生涯学習推進 基本計画			諮 問	アン ケート 調 査	アン ケート 調 査 結 果	骨 子	素 案	パ ブリ ック コ メ ン ト		計 画 案	答 申	計 画 決 定
経営会議			○(方針)				○(素案)				○(計画決定)	
生涯学習推進本部			○(諮問案協議)		○(骨子)						○(最終案協議)	
教育委員会			○(議案(諮問))			○(素案意見聴取)				○(議案(答申))		
生涯学習推進協議会			○(諮問・審議)		○(骨子) ○(素案協議)				○(案協議・答申)			
社会教育委員会議			○(意見聴取)			○(素案意見聴取)				○(答申報告)		
(文教福祉常任委員協議会)						○(素案報告)					○(計画報告)	

京田辺市生涯学習推進本部設置要綱

平成 9 年 4 月 1 日

教育委員会告示第 22 号

改正 平成 12 年 2 月 15 日教委告示第 2 号

～

令和 3 年 4 月 21 日教委告示第 4 号

(設置)

第 1 条 京田辺市における生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、京田辺市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の施策に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

2 前項各号に係る事項については、必要に応じて京田辺市生涯学習推進協議会の意見を求めるものとする。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した順により、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第 6 条 本部の所掌事項の効率的な推進を図るため、本部の下に京田辺市生涯学習推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本部会議に付議すべき事案を調整するとともに、本部の決定した施策の実施及び運営に関し必要なこと。
- (2) 各部局の生涯学習関連事業の連絡調整、情報の収集及び交換並びに資料の提出に関すること。
- (3) その他本部長の指揮する事項

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名した順により、その職務を代理する。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

6 幹事会は、所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じて幹事会の中に小委員会を設けることができる。

7 小委員会の委員は、幹事の中から選出する。

(生涯学習推進協力員)

- 第7条 本市における生涯学習を推進するため、生涯学習推進協力員（以下「協力員」という。）を各地区から選出し、本部長が委嘱する。
- 2 協力員は、各地区的公民館等を拠点に生涯学習に係る次の活動を行う。
- (1) 市民の学習意欲を喚起する。
 - (2) 個人、グループ、団体等の学習活動を支援する。
 - (3) 学習に関する情報の収集及び提供並びに学習相談に応ずる。
 - (4) その他生涯学習推進のための活動に協力する。
- 3 本部長は、協力員の活動を助長するため、次の事項について配慮する。
- (1) 生涯学習に関する情報を提供するとともに、相談等による協力と援助を行う。
 - (2) 協力員相互の交流及び連携の機会を設ける。
 - (3) その他活動に必要な条件を整える。
- 4 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者の出席)

- 第8条 本部及び幹事会の会議は、必要に応じて本部及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は助言を求めることができる。

(事務局)

- 第9条 本部及び幹事会の事務を処理するため、教育委員会事務局社会教育担当課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、教育委員会事務局社会教育担当課長の職にある者がこれに充たる。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、本部等の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

～

附 則（令和3年4月21日教委告示第4号）

この告示は、令和3年4月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長 公営企業管理者 理事
本部員	京田辺市経営会議等に関する規程第2条第1項に規定する構成員のうち、本部長及び副本部長を除く者

別表第2（第6条関係）

幹事長	教育部長
副幹事長	企画調整室長 市民政策推進室長 教育総務室長
幹事	京田辺市経営会議等に関する規程第9条第2項に規定する総務調整会議構成員のうち、副幹事長を除く者

Lifelong learning of Kyotanabe

いつでもどこでもだれでもなんどでもたのしく

京田辺市生涯学習推進基本計画



京都府京田辺市

表紙のデザインについて

表紙中央のデザインは、クローバーをかたどり、3枚の葉には、知・徳・体のバランスのとれた人づくりを意味します。また、クローバーの花言葉は「約束」であり、市民との深い絆を象徴しています。大好きなクローバーの花に近づく、右上のミツバチは、石ノ森章太郎氏のデザインで、生涯学習のマスコットとして、「学び」とミツバチの「B e e」をあわせて「マナビィ」と名付けられています。ミツバチの触覚は2本ですが、「学」という字の角が3本あるように、学ぶことの好きな「マナビィ」には触覚が3本あります。京田辺市のあちらこちらで、生涯学習の花が開くことを願ってイメージしたものです。

豊かな生涯学習社会に向けて

京田辺市においては、「心豊かな人を育てるまちづくり」を生涯学習の目標において、その目標年次を平成17年と定め、平成8年に策定した「京田辺市生涯学習推進基本計画」に基づき生涯学習の基盤づくりを推進してまいりました。

今日の私たちを取り巻く環境は、この10年間を省みても、科学技術の進歩や経済の変動及び高度情報化、国際化、少子高齢化などの社会の変化の一方で、人々の生活意識や価値観が多様化し、物質的な豊かさから自然や環境との関わり、心のゆとりと豊かさを求める社会へと大きく変化してきました。

このような背景の中で、21世紀の今後においては、学校の教育力、家庭の教育力、地域の教育力、民間機関の教育力等を再生及び向上して、「自立・共生・連携」という人間性重視の社会を創造していく必要性が一層増大してきました。

これらの課題を解決していくためには、市民一人ひとりが自己の生活を向上・発展させ、生涯にわたって必要な知識・技術を身につけていくことが大切です。さらに、自らの感性や能力を発揮できるような機会と場において、楽しく自己実現を進め充実感を高めるために、自ら判断し実践できるように努めていただくことを期待します。

そして、市民一人ひとりが「参加型社会」の実現を目指して、自己の幸せを追求していく学びに応えるために、安全・安心・信頼される住みよいまちづくりと、生涯学習施策の新たな展開に努めていきます。

「生涯学習推進基本計画」では、これらのこととを実現する学習を支援し、充実していくための施策を策定しました。そして「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる学習環境を確保して、共に学ぶ生涯学習社会の構築と、市の特性を生かした学習事業の開発を進めて「緑豊かで健康な文化田園都市づくり・人づくり」の実現を図りたいと思います。

このためには、行政・市民・各種団体・民間等が一体となり、連携・協力することが何よりも重要であり、市民のみなさまのご理解とご協力を願いいたします。

平成18年4月

京都府京田辺市長 久 村 哲

市 民 憲 章

わたくしたちは、自然環境をまもり、美しいまちづくりを進めます。

わたくしたちは、産業と生活をはぐくみ、快適な田園都市をめざします。

わたくしたちは、心のふれあう、健康で明るい福祉のまちを築きます。

わたくしたちは、歴史と文化を大切にし、心豊かな人づくりに努めます。

わたくしたちは、世界と手をつなぎ、力を合わせて平和なまちをつくります。

(昭和41年10月1日制定)

目 次

第1部 総 論

1. 生涯学習とは	1
2. 生涯学習の背景と新たな課題	1

第2部 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の目標	2
2. 計画の視点	2
3. 生涯学習の充実・振興を図る課題	3
4. 生涯学習推進上の課題と行政の役割	3
5. 生涯学習推進施策の体系	4
6. 計画の期間	4
(施策体系図)	5
(推進組織図)	6

第3部 基本計画(基本的な施策目標と重点施策)

1. 自ら学ぶ意欲づくり	7
(1) 学習機会の提供と拡充	7
1) これまでの学習機会の提供と内容の見直し	7
2) 新しい学習機会の創出	7
3) ライフステージに対応した学習機会の提供	7
4) ライフスタイルに対応した学習機会の拡充	7
5) 分館公民館(集会所等)など、身近な場所での学習機会の拡充と支援	7
6) 学校週5日制に伴う学校開放の促進と地域との交流促進	7
7) 自己学習と交流学習の促進	7

8) 出前講座の充実と情報提供の促進	7
9) 学習者が必要とする情報の提供システムの確立	7
(2) 市の特性を生かした学習情報の蓄積と発信	7
1) 地域の文化、自然を生かした学習の促進	7
2) 大学等との連携による学習の充実	8
(3) 生涯学習相談体制の機能の充実	8
1) 学習の相談窓口の整備と充実	8
2) 専門職員（学習相談員等）の養成と配置	8
2. 楽しく学ぶことができる機会の充実	8
(1) 生涯を通じた学習機会の充実	8
1) 生涯学習プログラムの充実	8
2) 課題別学習の促進	8
3) 出前講座等の開催	9
4) 高齢者学習の充実	9
5) 参加・体験型学習の提供	9
(2) 文化・芸術・スポーツ活動の支援と充実	9
1) 文化・芸術・スポーツ活動の発表や鑑賞の機会の拡充	9
2) 地域に親しみ地域を愛する心の育成とその支援	9
(3) 学びを広げるための施設の開放と有効活用	9
1) 学校と福祉施設の連携、介護体験と世代間交流の促進	9
2) 安全・安心に参加できるスポーツ活動の日常化・継続化	9
3) 分館公民館を利用した主体的な活動の支援	9
3. 学習基盤の充実と活用	10
(1) 学習プログラムの充実と情報の提供	10

1) 生涯学習プログラムの充実	10
2) 生涯学習情報の提供	10
(2) 特色のある学習の整備と充実	10
1) 一般行政と教育行政の連携の充実	10
2) 学校教育と社会教育の連携の強化	10
3) 学校開放	11
4) 学校法人同志社との連携事業の推進	11
5) 民間機関等との連携	11
(3) 生涯学習施設の拠点機能の充実とネットワーク化	11
1) 生涯学習施設の拠点機能の充実	11
2) 生涯学習関連施設の整備・充実	11
3) 生涯学習関連施設の連携	12
(学習ネットワークイメージ)	12
4. 学習を支える人材・指導者の育成	13
(1) 学習を支える人材の育成と活用	13
1) 指導者・リーダーの育成	13
2) 生涯学習ボランティアの育成	13
3) 学習相談員の育成と機能の充実	13
4) 生涯学習推進協力員の資質の一層の向上	13
(2) 学習団体やボランティアの育成と活性化	13
1) 学習団体等の育成と支援	13
2) 学習団体等の相互の連携及び交流の場とその機会づくり	13
(3) 心の教育を進める機会の充実と指導者の育成	13
1) 家庭教育の充実	13
2) 学校教育の充実	14

3) 社会教育の充実	14
4) 社会体育の充実	14
5. 学習を進める仕組みの充実	14
(1) 学習の成果が生きる仕組みづくり	14
1) 「生涯学習人材バンク」の機能の拡充と活用	14
2) 生涯学習システムの構築と活性化	14
3) 学習成果の評価の体系的な整備と充実	15
(2) 生涯学習推進体制の機能の充実	15
1) 生涯学習推進協議会の機能の充実	15
2) 生涯学習推進本部の機能の充実	15
3) 生涯学習推進幹事会の機能の充実	15
4) 生涯学習推進事務局の機能の充実	15
5) 生涯学習推進協力員の継続配置	15
(3) 市民の主体的な学習活動の促進と充実	15
1) 学習プログラムの企画・運営への市民参画	15
2) 市民の提案・企画による学習活動への支援	16
3) 親の子育てに関する学習の支援	16
* 京田辺市生涯学習推進基本計画の策定経過	17~18
* 用語解説	19~23

第1部 総論

1. 生涯学習とは

生涯学習は、子どもの時から生涯にわたって、あらゆる機会や場の中で、生活の向上、職業上の能力の向上、また自己の充実を目指して、一人ひとりの自発性に基づいて進められる学習です。社会の変動の中で、その変化に対応できる力を身につけるため豊かな自己実現を図り、自ら判断し主体的に行動できる感性や能力等を、自分にあった方法で生涯をとおして身についていくあらゆる活動が生涯学習です。

2. 生涯学習の背景と新たな課題

学習は、文化・教養タイプの学習機会の提供から、社会参加型や^{*}問題解決型の学習へと進化する生涯学習の背景や課題として、次のようなことがあげられます。

- (1) 産業構造の急激な変化により、だれもが生涯にわたって知識・技術を習得することが必要になってきました。また、単に学習するだけでなく、学習成果を社会に還元するため多様な場や機会に生かしている人も多くなってきました。このような多様化・高度化する学習に対応するためには、一層、大学や民間教育機関等の人材を活用しながら、学習機会の確保と充実に努め、学習情報の提供等の市民の学習支援を拡充していく必要があります。
- (2) 高齢社会をむかえて、^{*}生涯スポーツなどによる健康維持はもとより、安全・安心・信頼のある居場所の中で、仲間とともに何事にも意欲や関心を持ち、豊かでたくましく生きる力を醸成していく必要があります。
- (3) 次代を担う子ども・青少年の健全育成にあたり、家庭・学校・地域社会が密接に連携して取り組んでいく必要性が高まってきました。
- (4) 社会経験の豊かな高齢者など地域の人材が、ボランティアで活躍できる機会や場を提供していくことも必要になってきました。
- (5) 家庭や地域社会の教育力の低下、郷土を愛する心やモラル・生命観の希薄化等が進む中で、地域社会に対する関心を高め、行政と市民が一体となったまちづくり・人づくりを進めるために、意欲や関心及び親しみのもてる学習（^{*}自分さがしの学習）や交流の充実をしていく必要があります。
- (6) 市民だれもが共存・連携できる社会の中で、人権意識の向上と、^{*}男女共同参画社会の実現や国際理解の推進の必要性が増大してきました。

第2部 計画策定の基本的な考え方

1. 計画の目標

生涯学習は、市民の自発的な意思に基づく学習です。共に学ぶ^{*}生涯学習社会実現のため、市民・地域・行政が協働するとともに、市民一人ひとりの生涯学習への積極的な参画が、地域全体にひろがり、それがまちづくりと人づくり・コミュニティ活動の活性化につながるように、総合的な生涯学習を推進していきます。

2. 計画の視点

本市における生涯学習の風土を継承・発展・創造させるためには、『^{*}市民憲章』をその基本理念とともに、『^{*}第3次京田辺市総合計画』との連動を図っていきます。そのために自立と連携を基本とする中で、市民が学習を通して学びあい、支えあいながら、新しい自分を見つけて社会規範の向上を図り、豊かな人間性と郷土愛に満ちた市民として、常に成長していくことをめざして具体的な計画の作成を進めます。

＜具体的視点＞

- (1) 市民が生涯にわたって学習に取り組む^{*}ライフスタイルと、それを支える総合的なシステムの確立に努めます。（生活を豊かにする社会の構築）
- (2) 市民の学ぼうとする潜在的な意識を高め、主体的かつ具体的な学習活動の展開を進めます。（情報システムの確立と提供、市の特性を生かした学習の推進）
- (3) あらゆる関係機関や団体等との連携をはかり、高度で多様な^{*}学習ニーズの対応に努めます。（学習推進のための総合的な体制の整備）
- (4) 学習の成果を、社会において生かすことのできる出会いと、人間性豊かな交流の機会や場の確保に努めます。（基本的な人権を尊重する社会の構築）
- (5) 市民が、学習の中で習得した力や姿を生かして、地域社会の再生・構築に努めます。（^{*}地域協働学習社会の創造＝^{*}学習者の自立と連携）

3. 生涯学習の充実・振興を図る課題

生涯学習活動の将来を展望した推進を図るために、次のような学習者の視点に立った施策の整備と充実を進めます。

- (1) 子どものときから始まる学び — 生涯学習の基礎・基本づくり
- (2) 「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」できる学び
— 生涯学習の場と機会の充実
- (3) 学びを広げ生かす — 生涯学習を活発にして成果を生かす
- (4) 学びの情報を伝える — 生涯学習の情報収集と提供
- (5) 学ぶ体制を整える — 生涯学習の推進体制と機能の充実

4. 生涯学習推進上の課題と行政の役割

時代の大きな変化を的確に受けとめて未来を切り拓くためには、生活を支える基礎・基本的な学習を基盤として、新たな学習に対応した総合的な学習支援施策を推進していく必要があります。そのためには「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」市民の学習活動が円滑に進められるように、関係機関や各団体との連携を図りながら、学習機会の拡充や施設整備など学習基盤の整備と充実に努めます。

< 推進上の課題 >

- (1) 市民の学習実態の把握と地域の特性を生かした学習内容の推進
- (2) 関係機関等と連動した生涯学習推進体制の確立と協働
- (3) ^{*}生涯学習関連施設の整備と充実
- (4) 支援・相談体制の充実

＜行政の役割＞

- (1) 生涯学習の振興を図るため、その普及・啓発に努めると共に、府及び関係機関や市内各団体との連携を基本とした推進体制の充実を進めます。
- (2) 市民の多様で高度化する学習ニーズを把握して、それらに的確に対応した学習機会や情報の提供及び相談・支援体制の充実を図ります。
- (3) 市民の学習意欲の高まりと、地域の特性を活かして生涯学習を推進するためには、学習拠点の整備と各施設の^{*}ネットワークの強化を進めます。

5. 生涯学習推進施策の体系

京田辺市生涯学習推進基本計画における、施策の体系を、次の5項目とします。

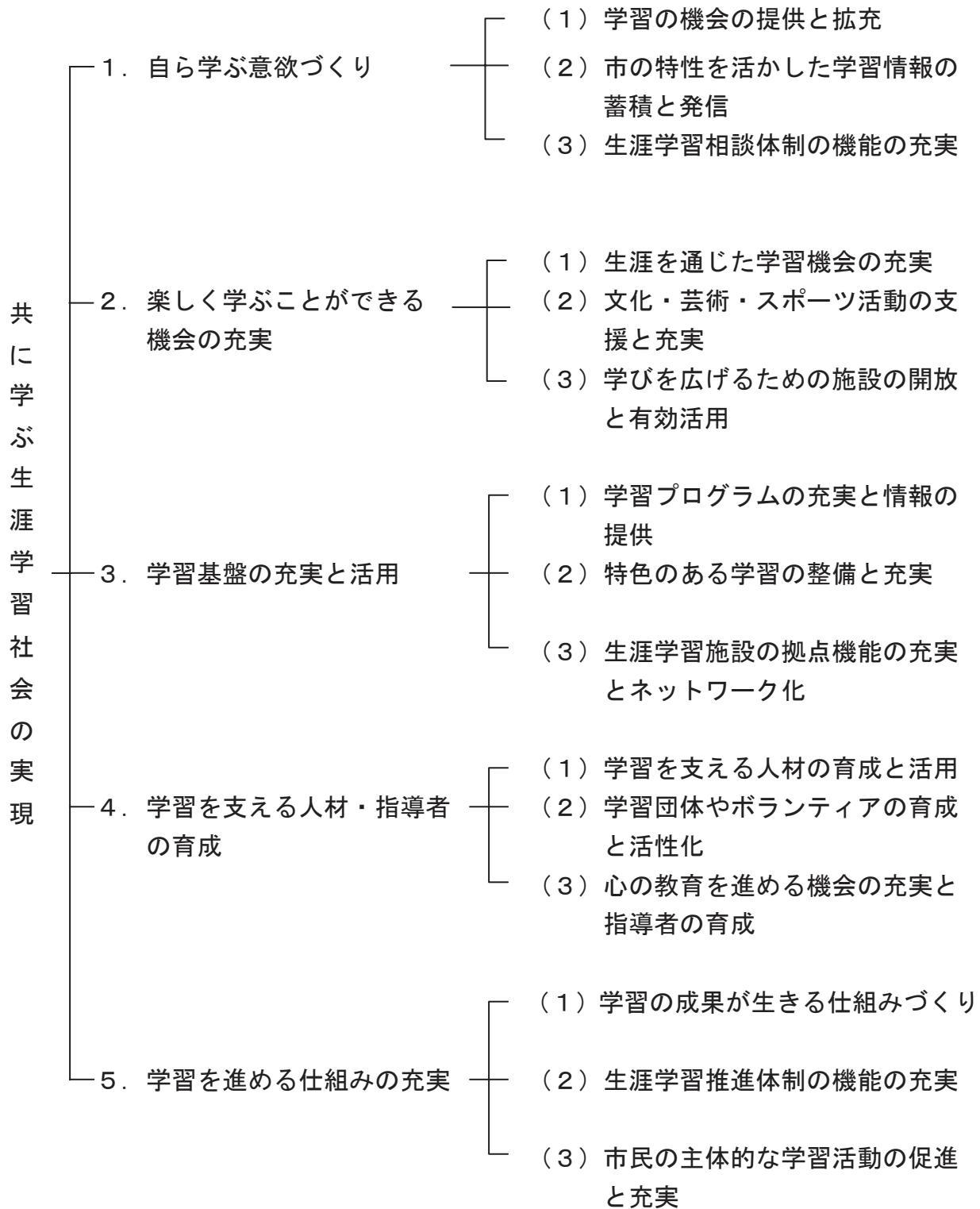
- (1) 自ら学ぶ意欲づくり
- (2) 楽しく学ぶことができる機会の充実
- (3) 学習基盤の充実と活用
- (4) 学習を支える人材・指導者の育成
- (5) 学習を進める仕組みの充実

6. 計画の期間

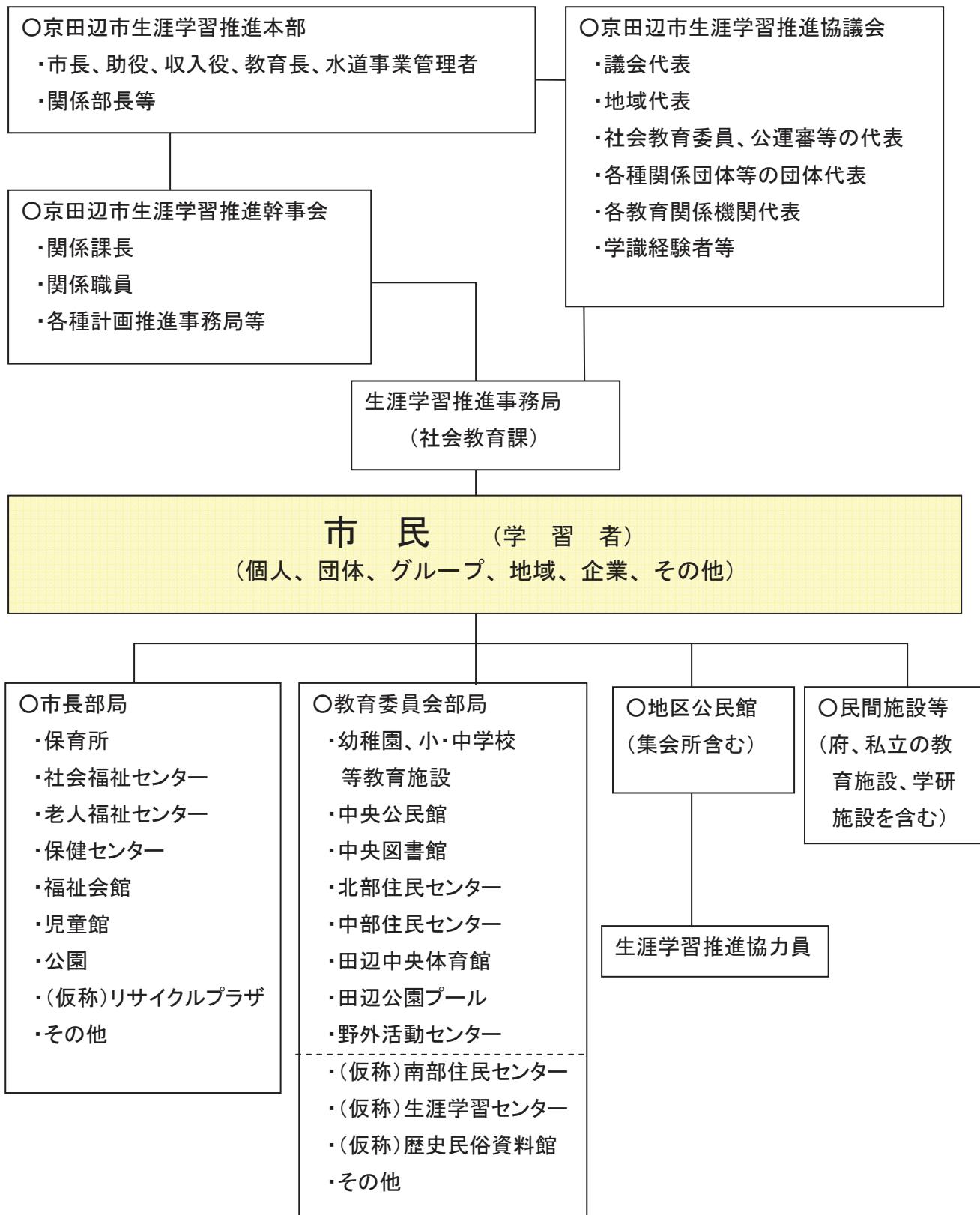
この計画目標年次は、平成18年(2006年)を初年度とし、目標年次である平成27年(2015年)までの10か年とします。

なお、計画推進の適正な進行管理と社会環境の変化、市民ニーズ等を考慮して必要に応じて見直しを行います。

(施策体系図)



(推進組織図)



第3部 基本計画（基本的な施策目標と重点施策）

1. 自ら学ぶ意欲づくり

<基本的な施策目標>

「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学ぶことができる学習環境を確保するため、公共性を考慮しながら、市民の学習ニーズにあった豊富な学習機会の拡充に努めます。

重 点 施 策

(1) 学習機会の提供と拡充

これまでの学習機会を見直すとともに、^{*}ライフステージやライフスタイルに応じた学習の機会や社会的要請に応じた学習の拡充に努めます。

- 1) これまでの学習機会の提供と内容の見直し
- 2) 新しい学習機会の創出
- 3) ライフステージに対応した学習機会の提供
- 4) ライフスタイルに対応した学習機会の拡充
- 5) ^{*}分館公民館（集会所等）など、身近な場所での学習機会の拡充と支援
- 6) ^{*}学校週5日制に伴う学校開放の促進と地域との交流促進
- 7) 自己学習と交流学習の促進
- 8) ^{*}出前講座の充実と情報提供の促進
- 9) 学習者が必要とする情報の提供システムの確立

(2) 市の特性を生かした学習情報の蓄積と発信

京田辺市の生涯学習の推進にあたっては『市民憲章』を理念とし、『第3次京田辺市総合計画』の基本構想を指針に、生涯学習のまちづくりを実現していくため、歴史・文化・自然・教育資源等京田辺の風土を尊重して、共に学び、心のふれあいを大切にした、豊かで生きがいのある生涯学習の充実を図ります。

- 1) 地域の文化、自然を生かした学習の促進

京田辺市には、豊富な遺跡や歴史・伝統行事、文化、産業が息づいています。

生涯学習の推進の中で、これらの分野で活躍している優れた指導者を、体験学習や地域活動等に活用することにより、市独自の歴史や伝統文化、産業や貴重な資源の保存と地域の活性化に努めます。

2) 大学等との連携による学習の充実

市民の生涯学習への関心や内容の高度化の中で、地域に開かれた教育・研究資源の活用という視点から、大学等の公開講座等の実施や図書館、各種体育施設の開放は、極めて重要な位置づけとなっていました。

特に本市では、同志社大学や同志社女子大学等が立地している好条件を生かして、連携事業の一層の充実や各種施設の開放など、大学や^{*}学術関連施設が有する高度で豊富な人的・物的資源の一層の活用を促進します。

(3) 生涯学習相談体制の機能の充実

- 1) 学習の相談窓口の整備と充実
- 2) 専門職員（学習相談員等）の養成と配置

2. 楽しく学ぶことができる機会の充実

＜基本的な施策目標＞

本市では、第2次京田辺市総合計画の施策等を推進する中で、生涯学習のまちづくりの実現に努めてきました。その成果として、市民の学習意欲は向上して市民主体の学習活動が活発に展開されるようになりました。

今後は、多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するとともに、参加する人の層を拡充し、楽しく運営・参画がしていくように、学習機会の有効的・効果的な提供を促進します。

重 点 施 策

(1) 生涯を通じた学習機会の充実

- 1) 生涯学習プログラムの充実
学習の自立の促進と、継続した楽しい学習を進めるために、学習者の主体的な学習の企画や運営への参画を充実します。
- 2) 課題別学習の促進
人間性豊かな生活を営むため、社会の急激な変化に対応できる課題別学習（環境や人権、高齢社会と福祉、防災・防犯、健康づくりとスポーツ活動、交通安全、国際理解、市民参加のまちづくり等）への取組と支援、学習機会の充実に努めます。

3) 出前講座等の開催

地域や団体等の発意や主体性に基づき、講師の派遣や情報提供等の支援と拡充に努めます。

4) 高齢者学習の充実

高齢者の自立能力の維持・向上を図るとともに、今まで培ってきた経験や知識・技術を社会に生かす仕組みづくりを構築します。

5) ^{*}参加・体験型学習の提供

主体的で体験的な学習活動に参画して、学ぶことの楽しさや生きがいを仲間と共に共有して、参加型学習のプログラムの提供に努めます。

(2) 文化・芸術・スポーツ活動の支援と充実

1) 文化・芸術・スポーツ活動の発表や鑑賞の機会の拡充

文化・芸術の発表や鑑賞機会、スポーツ活動の充実など、多くの市民の体験・参加ができるようにその支援に努めます。

2) 地域に親しみ地域を愛する心の育成とその支援

地域の風土・風習・歴史等を学び、地域に親しみ地域を愛する心とその活動の支援に努めます。

(3) 学びを広げるための施設の開放と有効活用

1) 学校と福祉施設の連携、^{*}介護体験と^{*}世代間交流の促進

高度で適正な介護の知識・技術を学習する機会の充実に努めるとともに、学校・地域と福祉施設の連携等により、介護体験や世代間交流を促進します。

2) 安全・安心に参加できるスポーツ活動の日常化・継続化

年齢や体力に応じた心身の健康や豊かさを培うことができるよう、身近で安全・安心に参加できるスポーツ活動の日常化・継続化に努めます。

3) 分館公民館を利用した主体的な活動の支援

地域の人々の身近な地域づくりの場、交流の場、活発で多様かつ質の高い学習活動の場である分館公民館の有効利用を図るため、その利便性の向上に努めます。

3. 学習基盤の充実と活用

<基本的な施策目標>

生涯学習の活動が、円滑かつ効果的に行われるための基盤整備に努めます。
市民の学習活動を、多方面から支援していく学習情報の充実と提供に努めます。
また、市民の学習の場と機会の充実を図るため、既存施設の効率的活用を進めるとともに、学習ニーズの多様化・高度化に対応した施設整備を検討します。

重 点 施 策

(1) 学習プログラムの充実と情報の提供

1) 生涯学習プログラムの充実

楽しく、工夫のある生涯学習プログラムの開発と充実を図ります。

2) 生涯学習情報の提供

- ① 「^{*}広報きょうたなべ」 「^{*}学びの情報誌」などの充実
- ② 公共施設など、生涯学習関連の情報コーナーの整備と充実
- ③ コンピュータを活用した学習情報の充実
- ④ 新聞、ラジオ、テレビなどの活用による情報提供
- ⑤ 視聴覚資料を含めた資料集の作成と^{*}情報ライブラリーの設置

(2) 特色のある学習の整備と充実

1) 一般行政と教育行政の連携の充実

- ① 市長部局と教育委員会部局との密接な連携と協力
- ② 各部局(課)にわたる関連事業の連絡調整や情報交換の充実
- ③ 事業補完や共催事業の推進
- ④ 類似事業の整理統合化
- ⑤ 各部局(課)における生涯学習事業の調査と評価・改善

2) 学校教育と社会教育の連携の強化

- ① 「^{*}京田辺市学社連携推進委員会」の機能の充実
- ② 類似事業の整理統合
- ③ 学習・教育活動における優れた人材の一層の活用

④ 「ふるさと意識・郷土理解・人間愛」を育む地域・世代間交流の促進

3) ^{*}学校開放

- ① 学校の運動場、体育館及び特別教室等の施設の開放
- ② 高等学校・大学の公開講座等を通しての教育資源の開放
- ③ 学習指導者やアドバイザーへの登用など人材資源の有効活用

4) 学校法人同志社との連携事業の推進

- ① 大学等の有する豊富な人的・物的資源の有効活用
- ② 「^{*}京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」の充実と学習の開発
- ③ 学生ボランティア活動の促進と連携

5) ^{*}民間機関等との連携

- ① 民間機関の人材や情報、施設等の資源の活用
- ② ^{*}ボランティア活動との連携と定着化
- ③ 民間施設の活用と学習の開発

(3) 生涯学習施設の拠点機能の充実とネットワーク化

1) 生涯学習施設の拠点機能の充実

学習機会や情報の提供などをとおして学習活動の振興を図るほか、各地域の学習拠点の中核的施設としての(仮称)南部住民センターや、生涯学習の総合拠点としての(仮称)生涯学習センター、及び(仮称)歴史民俗資料館の整備を検討していきます。

2) 生涯学習関連施設の整備・充実

- ① コミュニティの促進と地域の学習拠点となる社会教育施設、社会体育施設、福祉施設等の施設整備については、『第3次京田辺市総合計画』に整合しながら進めていくとともに、地域の学習拠点としての既存施設の整備及びその充実に努めます。
- ② 市民ニーズに応じた利便性の向上を図りながら、生涯学習の拠点となる住民センターや分館公民館の有効活用とその支援に努めます。

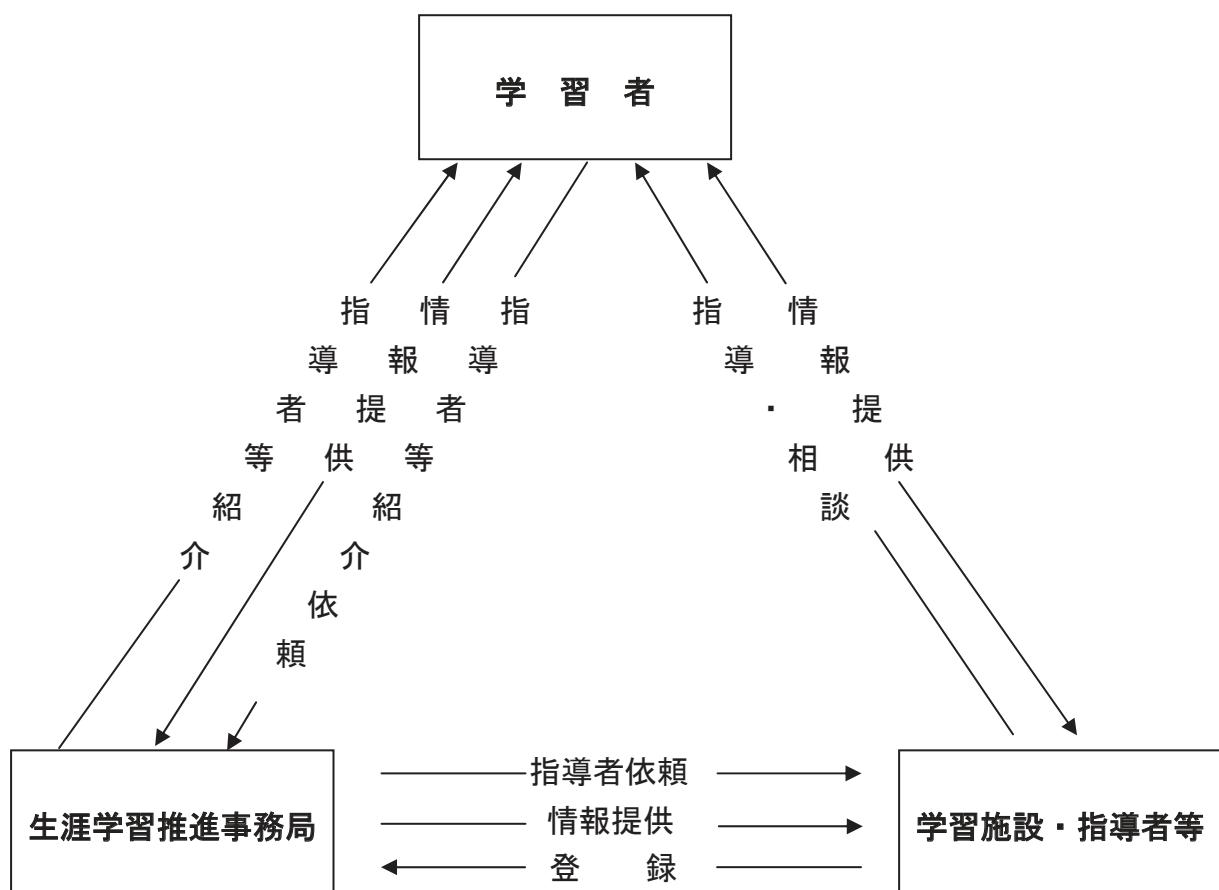
3) 生涯学習関連施設の連携

施設の情報化も含めて、社会教育施設、社会体育施設、福祉施設等のネットワーク化を図るとともに、全部局の所管する施設等を特色のある生涯学習関連施設として積極的な活用を促進します。

また、分館公民館を活用した、活発で多様かつ質の高い学習の支援・相談等の体制や機能の充実に努めます。

さらに、民間施設、学研施設等と連携を図り、新しい学習の創造とその推進のため有効な活用を促進します。

(学習ネットワークイメージ)



4. 学習を支える人材・指導者の育成

<基本的な施策目標>

市民の主体的な生涯学習の創造や取組を充実していくためには、それを支え指導する人材が必要です。これまでの学習を通して、数多くの優れた市民の方々が育ってきました。今後についても、各種の学習の機会や場を通して、強い意欲と高い識見を持ったリーダー、ボランティアや団体の育成と活用を推進します。

一方、大きく変化する環境の中で、学校教育や社会教育の充実に努め、次代を担う子どもや青少年の成長を豊かにして、生涯にわたって自ら楽しく学び続ける姿や力の向上と、豊かな心や実践力を發揮できるように努めます。

重 点 施 策

(1) 学習を支える人材の育成と活用

- 1) 指導者・リーダーの育成
- 2) 生涯学習ボランティアの育成
- 3) 学習相談員の育成と機能の充実
- 4) 生涯学習推進協力員の資質の一層の向上

(2) 学習団体やボランティアの育成と活性化

- 1) 学習団体等の育成と支援
- 2) 学習団体等の相互の連携及び交流の場とその機会づくり

(3) ^{*}心の教育を進める機会の充実と指導者の育成

- 1) 家庭教育の充実
 - ① 家庭教育の充実と子育て支援
 - ② 育児相談や交流学習の推進

2) 学校教育の充実

- ① 開かれた創意ある学校づくりと豊かな心の育成
- ② ^{*}ふるさと体験学習等による地域交流の推進

3) 社会教育の充実

- ① 人権教育等の充実
- ② 子ども・青少年の健全育成の推進

4) 社会体育の充実

- ① 健康・体力づくりの推進
- ② スポーツ・レクレーションの普及と振興

5. 学習を進める仕組みの充実

<基本的な施策目標>

生涯学習を、総合的・効率的に推進して「市民参加型のまちづくり」の効果として反映していくためには、市の総合行政として取り組むとともに、生涯学習の推進組織を一層機能して、新たな学習の創造に努める必要があります。

このため、これから生涯学習においては、新たな資格の取得や事業化へと進行することを考慮して、学習の成果が社会的に評価され、さらに社会に還元されていくような仕組みの工夫が必要です。

重 点 施 策

(1) 学習の成果が生きる仕組みづくり

1) 「^{*}生涯学習人材バンク」の機能の拡充と活用

生涯学習の^{*}データベースである「生涯学習人材バンク」を、広く活用できるように情報の提供と拡充に努めます。

2) 生涯学習システムの構築と活性化

学習等により習得された成果を、地域や学校で次の世代や新たな学習者に伝承し継続して活用されるシステムの構築に努めます。

3) 学習成果の評価の体系的な整備と充実

継続的な学習で習得した成果を、地域社会の発展、ボランティア活動などに活かされるように体系的な整備と充実に努めます。

(2) 生涯学習推進体制の機能の充実

1) 生涯学習推進協議会の機能の充実

市民の代表で構成し、生涯学習が市民のものとして普及・啓発ができるよう、市民の意見要望の反映や関係事項の協議等を行います。

2) 生涯学習推進本部の機能の充実

生涯学習に関する施策の企画、調整、推進等の評価及び検討を行い、総合的かつ効果的に生涯学習推進基本計画の推進の強化を図るため、行政内部の組織として設置します。

3) 生涯学習推進幹事会の機能の充実

生涯学習推進本部の下に、関係課長や関係職員等で構成して、情報交換、資料提出、関連事業の連絡調整など事業推進の具体策を提案し協議します。

4) ^{*}生涯学習推進事務局の機能の充実

生涯学習施策を効率的に推進するため、主に普及・啓発、関連事業に係る連絡調整、学習情報の収集と提供、学習方策の調査研究、学習ニーズの調査、学習相談、学習ボランティアの養成活動等を関連施設等と連携して推進します。

5) 生涯学習推進協力員の継続配置

生涯学習の市民への効率的な普及・展開を図るため、各地域における生涯学習の推進の核となる^{*}社会教育関係団体や各種民間指導者、学識経験者等を「生涯学習推進協力員」として位置づけ、各地域より選出された方を本部長が委嘱します。

(3) 市民の主体的な学習活動の促進と充実

1) 学習プログラムの企画・運営への市民参画

蓄積された学習プログラムの充実を図るため、市民の企画・運営への参加を促進します。

2) 市民の提案・企画による学習活動への支援

分館公民館で、団体等が実施する主体的な活動への積極的な支援に努めます。

3) 親の子育てに関する学習の支援

子育てに携わる人が、安全・安心・気軽に学習活動を進められるように支援に努めます。

① 学習内容や情報の提供

② ^{*}「生涯学習事業開催時保育協力者（子どもの保育）」を配置

③ 妊娠期における女性の育児相談や交流学習の推進

京田辺市生涯学習推進基本計画の策定経過

- 平成2年9月 田辺町社会教育委員、田辺町立中央公民館運営審議会に「田辺町における生涯学習を推進するための基本の方策について」諮問
- 平成3年9月～ 各種団体・町職員対象に生涯学習研修会を開催（3回実施）
- 平成4年2月
- 平成3年11月 田辺町社会教育委員、田辺町立中央公民館運営審議会より、「田辺町における生涯学習を推進するための基本の方策について」答申
- 平成4年4月 田辺町生涯学習推進計画検討委員会設置（助役、関係部課長22名で構成、アドバイザー 国生 壽 同志社大学教授）
- 平成4年6月～ 田辺町生涯学習推進計画検討委員会開催（委員を対象に、総合行政としての生涯学習推進について研修を深める）
- 平成5年1月 第1回生涯学習フォーラム開催
- 平成5年3月 たなべ・同志社ヒューマンカレッジ運営委員会設置
- 平成5年7月 田辺町学社連携推進委員会設置
- 平成5年9月～ 田辺町生涯学習推進計画検討委員会開催
- 平成7年6月 （「田辺町生涯学習推進基本計画」策定について検討）
- 平成7年10月 「田辺町生涯学習推進基本計画」を田辺町企画委員会で審議
- 平成8年2月 「田辺町生涯学習推進基本計画」を田辺町企画委員会で審議
- 平成8年3月 「田辺町生涯学習推進基本計画」策定
- 平成9年4月 市制施行に伴い、「生涯学習推進基本計画」の字句等整理を行う
- 平成16年8月 京田辺市社会教育委員、京田辺市立中央公民館運営審議会より、「京田辺市の社会教育の在り方」についての提言

平成16年12月 京田辺市新生涯学習推進基本計画策定検討小委員会設置要項策定

平成17年1月 京田辺市新生涯学習推進基本計画策定検討小委員会の設置

平成17年5月 分館公民館の維持管理について区・自治会および利用団体等に現状を聴取する（6つの区・自治会、40利用団体等）

平成18年3月 「京田辺市生涯学習推進基本計画」策定

平成18年4月 「京田辺市生涯学習推進基本計画」実施

※ 用語解説 (主な掲載頁)

問題解決型の学習 1頁

「何を 何のために どのように学ぶか」という学習を主体的に進めていく学習の方法です。自ら学習するためには、自分にできそうな学習目標をたて、その目標を達成するために必要な方法と内容を決めて計画的に学習を進めることができます。また、学習の達成状況を拡充していくためには、次の目標の達成に必要な情報を自ら収集し、他の人とも意見や情報を交換して学び合い、成果を発表及び交流することにより、自ら学ぶ力や姿が伸びてきます。

生涯スポーツ 1頁

全ての人は、自分に適したスポーツやレクリエーションを選択し、多くの人たちと楽しく学習をしています。このような、スポーツを通して健康や体力の維持向上及び社会性の向上に生涯にわたって実施しているスポーツの総称です。

自分さがしの学習 1頁

全ての人は、生涯にわたって、自分らしく楽しく豊かに生きる願いの実現のために努力をしています。しかし激変する環境の中での自己実現には困難がつきまといます。それを克服していくためには、それぞれのライフステージの中で、豊かな自己実現のために環境をしっかりと見つめて多種多様な学習や体験を重ね、輝くばかりに自立する自分の姿や力をさがし求めて努力を継続していくことが大切です。

男女共同参画社会 1頁

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が法律等で確保されています。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会をいいます。

生涯学習社会 2頁

市民が、生涯の「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、楽しく」学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会をいいます。つまり「どこで学んだか」という学歴でみるのではなく、「何を学んだか、何を学ぼうとしているのか」という学習の過程や成果が確かに評価される社会が生涯学習社会です。

市民憲章 2頁

京田辺市が目指す都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」を実現するため、市民として大に心にする共同の誓いです。

第3次京田辺市総合計画 2頁

地方自治法第2条に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定めています。総合計画は、まちづくりの基本とする計画であり、これにより、市の総合的な行政の事務事業を一つの方向性に基づいて計画的に推進していくというものです。

ライフスタイル 2頁

ライフステージにおいて、将来を展望して自分に適した学習の方法や内容を選択して、豊かな自己実現をしていく学びの態度や姿勢及びその過程をいいます。

学習ニーズ 2 頁

生涯学習を進める上で、学習者が必要とすること（全ての分野の情報や学習の場及びその機会、指導者や支援者及び補助金等）を言います。

地域協働学習社会 2 頁

急速な社会の変化の中で、人々の生活形態や人生観は多様化し、地域社会での人間関係が希薄となりコミュニティづくりが難しくなる傾向となっていました。この状況下にあって、子どもから大人までが社会の変化に的確に対応するために、様々な場所や機会において互いに学びあい、協力や連携・協働によって成果を生み出していく地域社会のことです。学校、家庭、地域社会の教育力の効率的な再生を図るためにも、このような地域社会の中での個々の自立と連携は何よりも大切な基盤となります。

学習者の自立と連携 2 頁

学習者一人ひとりの生涯学習への積極的な参画等（自立）が、地域全体に広がり、より良い地域社会（人づくり・まちづくり）を形成（連携）していくことは、生涯学習の本旨であります。

生涯学習関連施設 3 頁

生涯学習の場を学校教育施設や社会教育施設だけに限定するのではなく、人々が一生を通じて学習する全ての施設のことです。即ち、広い意味で人々が生活する場そのものを生涯学習施設として見ることができます、農林水産業、商工業等の社会の民間施設もその一つとして一層活用されることを期待します。

ネットワーク（生涯学習） 4 頁

個人や団体等が学習活動を進める時に、学習者が孤立することなく、安心して学習できるように互いに「支え合い・助け合う」ことが大切です。学習の過程の中で学習効果を高め、生きて働くような仕組みをつくります。

ライフステージ 7 頁

人生の年代のことです。人は乳幼児期、少年期、青年期を経て、高年期を迎えます。各期間をステージととらえ、その過ごし方によって次の年代の内容は大きく変わります。それぞれの期間を生涯学習等で豊かに自己実現することにより、次の期間はより充実していきます。

分館公民館 7 頁

社会教育法の規定に基づいて設置され、京田辺市立中央公民館の分館として位置づけられた地区の公民館です。市内の区・自治会等各地域にある公民館であり、地域の方々の最も身近な集会所として、また生涯学習の場として活用されています。分館には各区・自治会から選出された分館長が設置され、日常的な管理や運営に努力をされています。

学校週5日制 7 頁

平成14年（2002年）4月、毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が、全ての公立学校において一斉に実施されました。学校週5日制は、学校、家庭、地域社会での教育や生活全体で、子どもたちに「生きる力」を育み健やかな成長を促すものです。社会教育では休日を利用して、家庭や地域社会において子どもたちが世代を超えて、多くの人々と生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動など様々な活動や体験ができる事業の実施と支援をしています。

出前講座 7 頁

行政機関等が主催する学習を、学習者の身近な場所で実施する講座のことです。学習者が、学びたい内容を決定して学習をする場合、要請に応じてその場に講師を派遣して実施する学習活動（講座等）もその一つです。

学術関連施設 8 頁

関西文化学術研究都市の建設は、京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵において、文化、学術、研究、産業の新しい拠点を形成するとともに、魅力ある住環境都市の創造を目指す国家的プロジェクトで行われています。京田辺市もその一翼を担っています。同志社大学、同志社女子大学、同志社国際中学・高等学校が立地して教育研究の拠点としての役割を担っています。

参加・体験型学習 9 頁

知識・理解のみの学習ではなく、学習者が直接参加して体験をする学習形態です。既得の知識・理解の力を、自ら計画的に参加・体験活動を進める中で生かすことで、より質の高い問題解決能力が身に付き、確かにバランスのとれた学力の向上が図れます。体験学習により、体得したことがフィードバックしてより確かに豊かな力や姿となって、学びを楽しく継続して進めていくことになります。生涯学習は、参加・体験型学習であり、参加し体験しようとする姿勢が、豊かな人間関係を創造して楽しい自己実現となり、生きる希望と勇気を身につけることができます。

介護体験 9 頁

本来、高齢者・障害のある人・病気の人々等の、人間としての尊厳と共生及び社会参加と自立は、全ての人々が取り組むべき重要な課題であります。これらの取組は、大人のみの課題ではなく、将来を担う青少年自身が克服していくなければならない課題もあります。学校教育や社会教育の展開の過程においては、理解と啓発に視点をおいて、児童・生徒の発達段階を考慮した介護の方法や内容、施設訪問や交流等を進めて体験的な活動を進めています。

世代間交流 9 頁

子どもから高齢者までのいろいろな世代の人が、様々な触れ合いの中でお互いに学ぶことにより、自己の実現と社会に役立つような健やかで豊かな地域づくりが推進できます。最近では、従来からの世代間交流が減少していますが、京田辺市においては学校教育、社会教育、地域社会や各種の団体等で交流が積極的に再生されてきています。

広報きょうたなべ 10 頁

京田辺市が、現在毎月 2 回発行している広報紙です。京田辺市の全ての世帯に配布して、京田辺市が実施した事業、日々の行事や地域の情報、啓発事項等についてお知らせをしています。

学びの情報誌 10 頁

京田辺市教育委員会が、年に 4 回（春号、夏号、秋号、冬号）発行している情報誌です。京田辺市の文化・スポーツ等について、社会教育課・社会体育課や各教育施設、文化協会や体育協会が実施する事業等を記載して、京田辺市の全世帯に生涯学習の情報を提供しています。

情報ライブラリー 10 頁

学習の内容に関する資料を、分野ごとに収集して、学習者の求めに応じて資料等の提供をするシステムや場のことです。図書館や体育館、歴史資料館や民族資料室、住民センター等公共機関等の施設は生涯学習の場でもあり情報提供もしています。学習に必要な指導者や講師等の人材バンク（登録）は、社会教育課に設置しており、学習者の求めに応じて講師を派遣しています。

京田辺市学社連携推進委員会 10頁

学校週5日制が実施されるにあたり、京田辺市では平成5年に「学社連携推進委員会設置要綱」を定め、児童・生徒の休日の拡大を考慮して、生涯学習推進の一貫の中で、学校教育と社会教育の連携と融合を視点とした事業を進めています。互いの教育効果を高め、共に生涯学習の基盤整備を図ることを趣旨として今までその取り組みを累積してきました。委員会は、小中学校の教職員と市の社会教育及び社会体育施設の所属長で構成しています。また、各小学校区に「ふるさと体験学習地域委員会」を構成し、地域の方々と協働して具体的な事業を進めています。

学校開放 11頁

学校週5日制の推進に伴い、学校改善の視点で学校の教育内容や方法、施設の開放等が進められました。休日等に小・中学校の体育館や運動場等の施設を開放して、スポーツや体験活動等の学校外活動の充実をしています。開かれた学校づくりとは、このような学校施設の開放だけを指すものではなく、学校の教育計画や実施状況等を、保護者や地域住民への説明や授業の公開等を積極的に進めて、望ましい連携や多様な意見等を相互に聴取することによって、より良い学校としての教育的機能の充実・改善を図ることが、その主旨です。

京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ 11頁

京田辺市と同志社大学が協力しあいながら公開講座等をとおして市民の生涯学習を支援し、心豊かな自己と生き生きした文化的な地域づくりをめざして、平成5年（1993年）から実施をしています。会場は、同志社大学京田辺キャンパスで5月から12月までの7回シリーズで実施をしています。各講座の講師は、すべて同志社大学・同志社女子大学の教授が担当しています。講座は、社会の変化の状況や将来を展望した学習内容が多く、京田辺市民はもとより周辺の市町村、近畿地方各府県等の県外からの参加者も増大しており好評を得ています。

民間機関等 11頁

生涯学習を推進するにあたり、公共機関の施設や人を活用する以外に、専門的な分野やより質の高い学習を進める場合、民間の機関や施設及び人材を活用することにより学習効果を高めていく場合があります。このように民間機関等との連携の中で、施設や人材の活用と交流を進めることは生涯学習の拡充に必要な条件となってきています。

ボランティア活動 11頁

自分の意思で、自発的・自主的に奉仕・体験活動等の社会貢献をすることです。京田辺市においても、教育・福祉・防犯や災害・美しい町づくりや環境等の広い分野で、活動が拡充してきています。このように、まちづくり及び生涯学習においても、市民の方々の積極的なボランティア活動が積極的に進められています。

心の教育 13頁

社会の急激な変化と、核家族化の進展やコミュニティの変貌、完全学校週5日制の実施などの背景の中で、子ども・青少年の育つ環境は大きく変化して、改善すべき課題が出てきました。特に、人間愛やコミュニケーション能力の希薄化は、人間関係や社会体験、様々な実体験不足によるものと考えられ、学校教育・家庭教育・地域教育等の「心の教育」の低下であると指摘されています。これらのことを考慮して、道徳教育や人権教育の重点的な取組を各分野で充実していますが、大切なことは「德育」だけでは心は育つものではありません。「知育」「体育」「德育」の3つの力がバランスよく体得・定着されてはじめて「心豊かな人」ということができます。

ふるさと体験学習

14頁

学社連携推進委員会の下に、各小学校を事務局として「ふるさと体験活動地域委員会」を構成しています。地域委員会では、休日等に子どもが学校など身近な場所において地域の優れた指導者の下で、地域の歴史や文化、伝行事や自然、産業やスポーツなどに直接参画し、地域の特性である縦割りや世代間交流を通して、豊かな心や「生きる力」の基礎的な資質や能力を伸長する事業を展開しています。平成16年度は9地域委員会で合計97事業、8,600人の参加者があり地域の方々の「地域の子どもは我々に任せて」の熱意が伝わってきています。

生涯学習人材バンク

14頁

京田辺市では、特技や経験を有する人を登録して、生涯学習の指導者として派遣するシステムをとっています。登録された指導者が、今日までに学習で身につけた知識や技術・専門性を、実際に社会や地域で生かすように進めることと、市民が学習活動を進める時に、求めに応じて専門分野の指導者を講師として派遣することを目的としています。

データベース

14頁

コンピュータで、相互に関連する情報を整理・統合して、検索をしやすくしたファイルのことです。また、このようなファイルの共用を可能にするシステムのことを言います。

生涯学習推進事務局

15頁

生涯学習推進基本計画に沿った施策を効率的に推進するため、主に普及・啓発・関連事業に係る連絡調整、学習情報の収集と提供、学習方法や内容の調査研究、学習ニーズの調査、学習相談、学習ボランティアの養成活動等について、関連施設等と連携してその事務取扱をしているところです。現在は、教育委員会教育部社会教育課生涯学習係が担当しています。

社会教育関係団体

15頁

社会教育法では、法人であると否とを問わず、公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体を言います。即ち、社会教育事業を自ら行う「公の支配に属しない」民間団体であって、自由な意思でつくられた教育・文化・スポーツ・学習活動の組織のすべてが含まれます。

生涯学習事業開催時保育協力者（子どもの保育）

16頁

京田辺市では「生涯学習事業開催時保育協力者派遣事業実施要項」を定め、乳幼児を抱えた市民の方が、生涯学習事業や講座等に参加する場合、会場施設内等で保育協力者による乳幼児の保育を実施しています。生涯学習への参加を促進し、市民一人ひとりの積極的な取り組みを支援することにより、市民の方々の生涯学習活動の振興を図ることを目的としています。

京田辺市生涯学習推進基本計画

発行日 平成18年3月

発 行 京田辺市

事務局 京田辺市教育委員会教育部社会教育課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80

電 話 0774(64)1393

F A X 0774(64)1390

<http://www.kyotanabe.ed.jp/>



生涯学習に関するアンケート調査(案)

(個人用)

日頃より、市政にご協力いただき、ありがとうございます。

現在本市では、市民全員が学びを通して地域に貢献し、地域のつながりを築き、地域課題を解決する生涯学習社会を目指し計画づくりを進めているところです。

そこで、市民の皆さまの生涯学習の状況や、その実態及び意識を把握し、計画策定に活かしたいと考え、本市にお住まいの18歳以上の方3,000人を無作為に抽出し、この調査票をお送りしています。

皆様からいただいたご回答は、統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはございません。つきましては、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年6月 京田辺市

★記入にあたってのお願い

1. ご回答は、できるだけ封筒のあて名となっているご本人にお願いします。
(ご本人のご記入が困難な場合は、ご家族の方などがご本人のお考えをお聞きのうえ、またはご意向を汲み取ったうえで、代理でご記入をお願いいたします。)
 2. ご記入は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いいたします。
 3. ご回答の際は、選択肢に○をつけてご回答ください。選択肢が分岐する場合は、注意書きに沿ってご回答ください
 4. ご記入後は、同封の返信用封筒に入れ、7月16日（金）までに、ご返送ください。
(切手は不要です)

★Webでご回答いただく際のご注意-

1. 本調査はWebでご回答いただくことも出来ます。Webでご回答いただく場合は、ページ右下のQRコードを読み取り、回答ページにお進みください。
 2. ご回答いただけるのはWebへの入力と調査票への記入のどちらか一回のみです。両方ご回答いただいた場合は、調査票の回答を採用させていただきます。
 3. Webでご回答いただく際は、ページ下中央のWebアクセス番号を入力ください。回答の際に番号がないと無効票となります。なお、Webアクセス番号については、重複を防ぐためのものであり、個人を特定するものではありません。

〈お問い合わせ先〉 京田辺市 教育委員会 社会教育課 電話 0774-64-1394 FAX 0774-64-1390	Web アクセス番号	QRコード
--	------------	-------

1. あなた自身について

問1 あなたの性別について、お聞かせください。(ひとつだけ○)

1 男性	2 女性	3 その他 ()	4 回答しない
------	------	-----------	---------

問2 あなたの年齢をお聞かせください。(ひとつだけ○)

1 18~19歳	2 20~24歳	3 25~29歳	4 30~34歳	5 35~39歳	6 40~44歳	7 45~49歳
8 50~54歳	9 55~59歳	10 60~64歳	11 65~69歳	12 70~74歳	13 75~79歳	14 80歳以上

問3 あなたのお住まいの小学校区名をお聞かせください。(ひとつだけ○)

1 松井ヶ丘	2 大住	3 桃園	4 薪	5 田辺
6 田辺東	7 草内	8 三山木	9 普賢寺	

問4 あなたの現在のお仕事をお聞かせください。(ひとつだけ○)

1 雇用者(役員なども含む)
2 自営業者(家庭内職者を含む)
3 家族従業者(自営業主の営む事業に従事している者)
4 主婦、主夫、学生など
5 現在は働いていない

問5 あなたの家族の形態をお聞かせください。(ひとつだけ○)

1 単身世帯⇒問6へ	2 夫婦のみ⇒問6へ
3 二世代世帯(親とその子)⇒問5(1)へ	4 三世代世帯(親と子と孫)⇒問5(1)へ
5 その他()⇒問6へ	

【問5で「3」、「4」に○をつけた方におうかがいします。】

問5(1)子の年齢を聞かせてください。(○はいくつでも)

1 乳幼児	2 小学生	3 中学生
4 高校生(高専を含む)	5 大学生(短大・専門学校・大学院を含む)	6 社会人・その他(既に卒業 中退など)

問6 あなたが最後に卒業した学校※、または現在在学中の学校はどれですか。(ひとつだけ○)

※最後に通った学校を中退された場合は、その前に卒業した学校をお答えください。

1 中学校	2 高等学校	3 高専・短大・専門学校	4 大学
5 大学院	6 その他()	7 不明	

問7 あなたは京田辺市に住み始めて何年になりますか。(ひとつだけ○)

1 5年未満	2 5年以上10年未満	3 10年以上20年未満
4 20年以上30年未満	5 30年以上40年未満	6 40年以上50年未満
7 50年以上	8 わからない	

2. あなたの生涯学習の状況について

問8 あなたは、これまでに以下のような生涯学習活動を行いましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など） |
| 2 | インターネットに関すること（プログラムの使い方、ホームページの作り方など） |
| 3 | 社会問題に関するもの（社会・時事、国際、環境など） |
| 4 | 健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など） |
| 5 | 家庭生活に役立つ技能（料理、洋裁、和裁、編み物、ガーデニングなど） |
| 6 | 趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など） |
| 7 | ボランティア活動のために必要な知識・技能 |
| 8 | 自然体験や生活体験などの体験活動 |
| 9 | 教養的なもの（文学、歴史、科学、語学など） |
| 10 | 育児・教育（家庭教育、幼児教育、教育問題など） |
| 11 | その他（ ） |
| 12 | 行ったことがない⇒ <u>問9へ</u> |
| 13 | わからない⇒ <u>問9へ</u> |

【問8で「1」～「11」に○をつけた方におうかがいします。】

問8(1) どのような場所や形態で学習をしましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|----|---|
| 1 | 公民館など公的な機関における講座や教室 |
| 2 | カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室、通信教育 |
| 3 | 同志社大学及び同志社女子大学、同志社国際高校の講座や教室 |
| 4 | 上記以外の学校（小・中学校、高等学校、大学、大学院、専門学校など）の講座や教室 |
| 5 | 同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動 |
| 6 | 職場の教育、研修 |
| 7 | 児童館 |
| 8 | 図書館 |
| 9 | 住民センター |
| 10 | 京田辺野外活動センター |
| 11 | 公園・運動公園や市のスポーツ施設 |
| 12 | テレビやラジオ |
| 13 | インターネット |
| 14 | 民間の教室など |
| 15 | 自宅での学習活動（書籍など） |
| 16 | 市外の施設 |
| 17 | その他（ ） |
| 18 | わからない |

【問8で「1」～「11」に○をつけた方におうかがいします。】

問8（2） 学習した理由は何ですか。（○はいくつでも）

1 現在の、または当時就いていた仕事において必要性を感じたため
2 新しく就職したり、転職したりするために必要性を感じたため
3 他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため
4 勤務先などから勧められたため
5 地域や社会における活動に生かすため
6 家庭や日常生活に生かすため
7 健康の維持・増進のため
8 人生を豊かにするため
9 教養を深めるため
10 その他()
11 特にない
12 わからない

【問8で「1」～「11」に○をつけた方におうかがいします。】

問8（3） 現在学習する際に、どこから情報収集を行っていますか。（○はいくつでも）

1 市の「広報ほっと京田辺」	2 市の「学びの情報誌」
3 市や各施設のホームページ	4 市が配布しているパンフレットやチラシなど
5 教育機関が発信している情報や説明会など	6 公民館や図書館などのポスター、チラシ
7 友人・知人や過去の受講者の評判・口コミ	8 学習情報専門誌(紙)
9 新聞、雑誌	10 テレビやラジオ
11 インターネット	12 ハローワーク
13 自治会、町内会の回覧や掲示板	14 その他()
15 特に行っていない	16 わからない

問9 あなたが生涯学習を行う上でお困りの点は何ですか。（○はいくつでも）

1 学習するのに必要な情報が入手できない	2 学習したい内容の講座が開設されていない
3 家事が忙しくて時間がない	4 子育てが忙しくて時間がない
5 介護が忙しくて時間がない	6 仕事が忙しくて時間がない
7 学習より優先しなければならないことがある	8 時間帯が希望に合わない
9 一緒に学習する仲間がない	10 身近なところに学習する場がない
11 学習するための費用がかかる	12 成果を活かす機会がない
13 きっかけがつかめない	14 特に必要がない
15 その他()	16 特にない
17 わからない	

問10 これから学習するとすればどのようなことを学習したいですか。(○はいくつでも)

1 職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）
2 インターネットに関すること（プログラムの使い方、ホームページの作り方など）
3 社会問題に関するもの（社会・時事、国際、環境など）
4 健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）
5 家庭生活に役立つ技能（料理、洋裁、和裁、編み物、ガーデニングなど）
6 趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）
7 ボランティア活動（福祉等）のために必要な知識・技能
8 地域での活動（防犯・防災等）のために必要な知識・技能
9 自然体験や生活体験などの体験活動
10 教養的なもの（文学、歴史、科学、語学など）
11 育児・教育（家庭教育、幼児教育、教育問題など）
12 学習をしたいとは思わない
13 その他()
14 特にない
15 わからない

問11 これから学習するとすれば、どこから情報収集を行いますか。(○はいくつでも)

1 市の「広報ほっと京田辺」	2 市の「学びの情報誌」
3 市や各施設のホームページ	4 市が配布しているパンフレットやチラシなど
5 教育機関が発信している情報や説明会など	6 公民館や図書館などのポスター、チラシ
7 友人・知人や過去の受講者の評判・口コミ	8 学習情報専門誌（紙）
9 新聞、雑誌	10 テレビやラジオ
11 インターネット	12 ハローワーク
13 自治会、町内会の回覧や掲示板	14 その他()
15 特に行っていない	16 わからない

3. 家庭教育の状況について

※これまでにお子さんをお持ちになった方のみご回答ください。
該当しない方については、問15にお進みください。

問12 子育ての悩みや不安の程度についてお聞かせください。(ひとつだけ○)

1 いつも感じる	2 たまに感じる	3 あまり感じない	4 まったく感じない
----------	----------	-----------	------------

問13 子育てについての悩みや不安に感じることは何ですか。(○はいくつでも)

1 しつけの仕方が分からぬ	2 子どもの健康や発達について悩みや不安がある
3 子どもの生活習慣の乱れについて悩みや不安がある	4 子どもとの接し方がわからない
5 子どもの気持ちがわからない	6 子どもの友人関係について悩みや不安がある
7 子育てに十分な時間がとれない	8 忙しい時に子供の面倒を見てくれるひとがない
9 子育てをする上で経済的に厳しい	10 その他 ()

問14 家庭教育*を充実させるために、必要なことはなんですか。(ひとつだけ○)

1 親がもっと家庭教育に取り組むこと	2 親以外の家族が協力すること
3 子育てをしている仲間同士が助け合うこと	4 学校・幼稚園・保育所が家庭を支援すること
5 地域の人たちが応援すること	6 行政が支援すること
7 企業などが家庭教育をしやすい環境づくりに協力すること	8 その他 ()

*家庭教育とは、父母その他の保護者が子供に対して行う教育のことを言います。全ての教育の出発点であり、子どもの心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担います。

4. 学びの「成果」の活かし方について

問15 あなたは学習活動を通じて身に付けた知識や技能について、現在、地域や他の人のために活かしていると思いますか。(ひとつだけ○)

1 活かしていると思う	2 どちらかといえば活かしている
3 どちらかといえば活かしていない	4 活かしていない
5 わからない	

問16 あなたは学習活動を通じて身に付けた知識や技能について、今後、地域や他の人のために活かしたいと思いますか。(ひとつだけ○)

1 活かしたいと思う⇒ <u>問16(1)へ</u>
2 どちらかといえば活かしたいと思う⇒ <u>問16(1)へ</u>
3 どちらかといえば活かしたいと思わない⇒ <u>問16(2)へ</u>
4 活かしたいと思わない⇒ <u>問16(2)へ</u>
5 わからない⇒ <u>問17へ</u>

【問16で「1」、「2」に○をつけた方におうかがいします。】

問16(1) 学習活動を通じて身に付けた知識や技能を地域や他の人のために活かすには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

1 地域活動・ボランティア活動の情報提供の充実
2 地域・技能や経験を活かす人と活動の場を結ぶコーディネーターの充実
3 人材登録制度の充実
4 発表の機会の充実
5 地域づくりに関する講座の充実
6 スキルアップのための講座の充実
7 その他 ()

【問16で「3」、「4」に○をつけた方におうかがいします。】

問16(2) 学習活動を通じて身に付けた知識や技能を地域や他の人のために活かしたいと思わない理由はなんですか。(○はいくつでも)

1 時間がない	2 きっかけがつかめない
3 費用がかかる	4 興味をひかれる活動がない
5 子どもや親を見てくれる人が少ない	6 身近なところに活動場所がない
7 する必要を感じない	8 その他 ()

5. 地域や社会での活動について

問17 あなたは、地域や社会でどのような活動に参加してみたいと思いますか。(○はいくつでも)

1 学校の環境整備（花壇の整備など）や教育活動を支援するなど、地域が学校と協働する活動
2 地域の子供のためのレクリエーション活動や自然体験活動など
3 地元の観光や産業の活性化に貢献するような活動
4 障害者や高齢者、外国人住民などの支援に関する活動
5 地域や社会での活動に参加したいとは思わない
6 子育て・育児を支援する活動
7 地域の伝統行事や歴史の継承に関する活動
8 スポーツ・文化活動
9 地域の環境保全に関する活動
10 国際交流に関する活動
11 防犯・防災活動
12 その他 ()
13 わからない

問18 京田辺市では文化・芸術・生涯学習等の機能を備えた複合型公共施設の建設を予定しています。あなたは公共施設をどのような機会・活動に利用したいと思いますか（○はいくつでも）

1 講演・教室	2 会議・集会	3 趣味・教養
4 勉強・読書	5 活動の発表・披露	6 地域活動・ボランティア活動
7 鑑賞・観覧（芸術・音楽等）	8 育児・教育	9 その他（ ）

問19 地域での生涯学習活動を支援するために京田辺市内の自治会ごとにおられる「生涯学習推進員」について知っていますか。（ひとつだけ○）

1 名前や活動内容を知っている	2 名前を聞いたことがある程度
3 まったく知らない	

問20 「生涯学習推進員」が活動する時に、以下のどの程度の範囲で活動するのが望ましいと思いますか。（ひとつだけ○）

1 自治会ごと	2 小学校区ごと
3 旧村区域ごと	4 中学校区ごと
5 わからない	

問21 多くの人が地域や社会での活動に参加するようになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

1 地域や社会に関する講習会の開催など、活動への参加につながるようなきっかけ作り
2 コーディネーターなど、地域や社会での活動を支える人的体制や活動の拠点となる場が整っていること
3 地域や社会での活動に関する情報提供
4 活動の成果が社会的に評価されること
5 活動費や参加費の助成
6 交通費などの必要経費の支援
7 その他（ ）
8 特ない
9 わからない

最後に、生涯学習活動を通じて感じていることやご提案、また、生涯学習を通じて解決したい地域の課題などについて、ご自由にお書きください。

（記入欄）

調査は以上です。ご協力誠にありがとうございました。

記入いただいた調査票は、7月16日（金）までに同封の返信用封筒に入れて
(切手を貼らずに) 無記名で投函してください。

生涯学習に関するアンケート調査(案) (団体用)

日頃より、市政にご協力いただき、ありがとうございます。

現在本市では、市民全員が学びを通して地域に貢献し、地域のつながりを築き、地域課題を解決する生涯学習社会を目指し計画づくりを進めているところです。

そこで、関係団体における生涯学習活動の状況や要望を把握し、計画策定に活かしたいと考え、主に市内の公共施設を拠点に活動されている団体に対し、アンケート調査を実施することいたしました。

ご回答にあたっては、団体としてのお考えをご記入ください。皆様からいただいたご回答は、統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはございません。

つきましては、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和3年6月 京田辺市

★記入にあたってのお願い

1. ご回答は直接調査票に、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でご記入をお願いいたします。
 2. ご回答の際は、選択肢に○をつけてご回答ください。選択肢が分岐する場合は、注意書きに沿ってご回答ください。
 3. ご記入後は、同封の返信用封筒に入れ、7月16日（金）までに、ご返送ください。
(切手は不要です)

〈お問い合わせ先〉

京田辺市 教育委員会 社会教育課

電話 0774-64-1394 FAX 0774-64-1390

団体名	
-----	--

問1 貴団体の活動年数をお答えください。(ひとつだけ○)

- 1 1年未満 2 1年以上5年未満 3 5年以上10年未満
4 10年以上15年未満 5 15年以上20年未満 6 20年以上

問2 貴団体の会員構成は、どの年代が多いですか。（ひとつだけ○）

- 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳以上 8 幅広い年代に分散している

問3 貴団体の会員数は、現在、どのくらいですか。（ひとつだけ〇）

- 1 10名未満 2 10名以上20名未満 3 20名以上30名未満
4 30名以上40名未満 5 40名以上50名未満 6 50名以上70名未満
7 70名以上100名未満 8 100名以上

問4 主にどのような分野の活動を行っていますか。(ひとつだけ○)

- 1 家庭生活（料理、洋裁、和裁など）
- 2 健康（病気予防、食生活、ウォーキング、ヨガなど）
- 3 スポーツ・レクリエーション（卓球、武道、ダンス、体操など）
- 4 子育て支援（育児、子育て学習、親子活動など）
- 5 青少年育成（非行・いじめ防止、体験活動、居場所づくりなど）
- 6 趣味・娯楽（囲碁、手芸・工作、カラオケなど）
- 7 文学・人文分野（文学、歴史、地理など）
- 8 社会問題（環境保護、社会福祉、人権など）
- 9 パソコン、インターネット
- 10 文化・芸術（絵画、陶芸、書道、茶道、華道など）
- 11 音楽・芸能（コーラス、楽器演奏、舞踊、演劇など）
- 12 語学・国際交流
- 13 ボランティア活動、地域活動
- 14 その他（ ）

問5 主にどのような目的で活動していますか。(○はいくつでも)

- 1 知識・教養を高めるため
- 2 技術・技能の向上のため
- 3 健康維持・増進のため
- 4 交流・仲間づくりのため
- 5 地域・社会への貢献のため
- 6 生活上の課題を解決したり、日常生活を向上させたりするため
- 7 芸術・趣味を楽しむため
- 8 資格を取ったり、職業に役立てたりするため
- 9 生きがいのため
- 10 その他（ ）
- 11 特にない、わからない

問6 会費（材料費、講師謝礼などの実費は除く）は年間どのくらいですか。

(ひとつだけ○)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 無料 | 2 5,000円未満 |
| 3 5,000円以上 10,000円未満 | 4 10,000円以上 20,000円未満 |
| 5 20,000円以上 40,000円未満 | 6 40,000円以上 |

問7 活動回数はどれくらいですか。(ひとつだけ○)

- | | | |
|------------|------------|----------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週に2～3回程度 | 3 週に1回程度 |
| 4 月に2～3回程度 | 5 月に1回程度 | 6 年に数回 |

問8 活動の場として利用している施設等を選んでください。(○はいくつでも)

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 公民館 | 2 文化・コミュニティ関連施設(コミュニティホールなど) |
| 3 スポーツ関連施設 | 4 自治会館 |
| 5 会員宅、知人宅 | 6 民間施設 |
| 7 学校 | 8 その他（ ） |

問9 貴団体での学習成果の活用の有無についてお答えください。(ひとつだけ○)

※学習成果の活用とは、活動内容の発表やそれを活かした取り組みなどをいいます

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 学習成果を活用している⇒問9(1)へ | 2 学習成果を活用していない⇒問9(2)へ |
|----------------------|-----------------------|

【問9で「1」に○をつけた方におうかがいします。】

問9(1) 学習成果の活用の仕方についてお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| 1 市民まつりや市民文化祭など、市の施設の文化祭などへの参加 | 2 市の施設以外（自治会・商店街など）の地域の文化祭への参加 |
| 3 団体独自の体験教室・発表会・展示会などの実施 | 4 小・中学生の居場所づくりなどの放課後活動支援 |
| 5 小・中学校におけるボランティア、ゲストティーチャー派遣など学校教育支援 | 6 幼稚園・保育所（園）などの活動支援ボランティア |
| 7 地域でのボランティア活動、講師派遣 | 8 高齢者施設など、高齢者に向けたボランティア活動 |
| 9 生涯学習関連施設の施設ボランティア活動 | 10 その他（ ） |

【問9で「2」に○をつけた方におうかがいします。】

問9(2) 学習成果の活用をしていない理由をお答えください。(○は3つまで)

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 手法や方法が分からぬ | 2 実施する場所がない |
| 3 実施する費用がない | 4 活用したいと考えていない |
| 5 現時点では成果が未熟で活用できない | 6 現在、活用を検討中である |
| 7 活動内容が、発表などの活用に適さない | 8 その他（ ） |

問10 活動を行う上で、現在どのような問題がありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 公共施設の会場が確保しにくい | 2 活動経費の負担が大きい |
| 3 新規会員が入会しない | 4 会員の高齢化 |
| 5 リーダーや役員のなり手がない | 6 会員の参加率が低い |
| 7 会員間の活動に対する意識の差 | 8 適切な指導者がいない |
| 9 活動内容に行きづまっている | 10 活動に対する相談の場が不足している |
| 11 活動に必要な情報が十分でない | 12 利用者、対象者への情報提供 |
| 13 他の団体との交流の機会が少ない | 14 その他（ ） |
| 15 特にない、わからない | |

問11 今後の活動について、どのように進めていきたいですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1 団体・サークルの活動成果を、社会やボランティア活動に役立てたい | 2 自治会が実施する事業や市民まつりや市民文化祭などのイベントに参加してみたい |
| 3 学校の支援に関する活動に参加してみたい | 4 市と協働して各種事業を企画・計画してみたい |
| 5 同じ活動をしている団体・サークルとの交流の機会をふやしたい | 6 活動の回数をふやしたい |
| 7 会員をふやしたい | 8 現在の活動を続けて、さらに水準を向上させたい |
| 9 団体・サークルの活動成果を、家庭や職場で役立てたい | 10 その他（ ） |
| 11 特にない、わからない | |

問12 貴団体では、地域の他団体や個人との交流がありますか。(○はいくつでも)

- 1 イベント（試合、発表会、展覧会）等のお知らせをするなどの交流がある
- 2 イベント等を一緒に行うなどの交流がある
- 3 会員募集やイベント等のPRをしてもらえるなどの交流がある
- 4 場所を借りるなどの交流がある
- 5 講師になる・なってもらうなどの交流がある
- 6 協賛・寄付してもらうなどの交流がある
- 7 その他()
- 8 特にない、わからない

問13 活動を続ける上で、行政に望むことは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 活動できる場所をもっとふやしてほしい
- 2 活動の成果を発表できる機会をつくってほしい
- 3 市が実施する各種事業の企画・計画に参加する機会をふやしてほしい
- 4 団体・サークルのリーダーや指導者が学べる機会をつくってほしい
- 5 団体・サークルに指導者を紹介してほしい
- 6 他の団体・サークルとの交流の機会をつくってほしい
- 7 会員募集の支援や、活動についてのPRをしてほしい
- 8 活動のための情報提供や相談体制を充実してほしい
- 9 さらなる学びの機会について情報提供してほしい
- 10 その他()
- 11 特にない、わからない

問14 昨年度のコロナ禍において、生涯学習活動にどのような影響がありましたか。

(自由記述)

最後に、生涯学習活動を通じて感じていることやご提案、また、生涯学習を通じて解決したい地域の課題などについて、ご自由にお書きください。

調査は以上です。ご協力誠にありがとうございました。

記入いただいた調査票は、7月16日(金)までに同封の返信用封筒に入れて
(切手を貼らずに)投函してください。

資料 9

アンケート調査内容へのご意見について

生涯学習に関するアンケート調査（個人用）及び（団体用）（案）につきまして、設問内容の修正すべきことや追加したほうがよい設問等についてご意見をお聞かせください。

① 提出方法

a . 書面等で提出

別紙の「生涯学習に関するアンケート調査変更及び追加事項」に記載し、返信用封筒もしくはFAX等で提出してください。

b . メール

下記アドレス宛にご意見等をメールで送信してください。

※別紙記載用紙が必要な方は、メールにてご連絡ください。

c . 電話

担当者に直接ご意見をお聞かせください。

② 提出期限

令和3年6月10日（木）まで

連絡先	京田辺市教育委員会 教育部 社会教育課 〒610-0393 京田辺市田辺 80 TEL 64-1394 FAX 64-1390 メール syakyo@city.kyotanabe.lg.jp 担当 長島
-----	--

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画
「生涯学習に関するアンケート調査（個人用）」（案）
「生涯学習に関するアンケート調査（団体用）」（案）
変更及び追加事項 記載用紙

京田辺市生涯学習推進協議会（委員名)

設問内容変更	
設問番号	変更内容
(個人用)	
(団体用)	

新規追加設問 記載内容は「〇〇についての質問」などの表現で結構です。
(個人用)
(個人用)

【提出期限 令和3年6月10日】

設問内容の変更箇所や新規の設問の追加について記載してください。